

(保 83)

平成 29 年 7 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 13）」の送付について

平成 28 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 28 年 3 月 9 日付日医発第 1113 号（保 184）「平成 28 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 28 年度診療報酬改定に関する Q&A「疑義解釈資料の送付について（その 13）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員に周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 13）

（平 29.7.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
平成29年7月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その13）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第52号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）等により、平成28年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【短期滞在手術等基本料】

(問1) 区分番号「A400」短期滞在手術等基本料3を算定する患者について、6日目以降においても入院が必要な場合には、6日目以降の療養に係る費用は、第1章基本診療料(第2部第4節短期滞在手術等基本料を除く。)及び第2章特掲診療料に基づき算定することとされているが、当該6日目以降(短期滞在手術等基本料3算定と同一月又は同一入院期間の場合)における以下費用の算定は可能か。

- ① 月1回に限り算定可能な検体検査判断料及びコンピュータ断層診断などの判断料
- ② 月1回に限り算定可能な検査実施料(BNP等)
- ③ 入院期間中1回又は退院時1回に限り算定可能な入院基本料等加算

(答) ①及び②については、同一月においては算定できない。

③については、同一入院期間中においては算定できない。

【他医療機関で撮影した内視鏡検査】

(問2) 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合の点数(内視鏡検査の通則3に示される点数)は、コンピュータ断層診断の留意事項通知に示される取扱いと同様に、初診料を算定した日に限り算定できるのか。

(答) 初診料を算定した日に限り算定する。

【注射：薬剤料】

(問3) 注射剤の中には、体重換算等に基づく用量が設定されているものがあり、一つのバイアルを二名の患者に同時に調剤して使用する場面があるが、どのように保険請求すべきか。

(答) それぞれの患者に対する使用量に応じて請求し、二バイアル分は請求できない。

【疾患別リハビリテーション料】

(問4) いわゆる「シーティング」として、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、疾患別リハビリテーション料の算定が可能か。

(答) 算定可能。この場合の「シーティング」とは、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる場合は該当しない。